

検査証明書類の発行に関して

～再発行・製品出荷後のご要求について～

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

弊社製品に関する検査証明書類の発行に関して、お知らせ致します。ご査収の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 検査証明書類の再発行について

- ・再発行の可能な期間は、該当製品の検査日から1年間です。再発行の際、検査に使用した計測器は校正により有効期限が更新されている可能性があり、使用した計測器の校正証明書（写し）は、更新の有無に係わらず、再発行が出来ません。
- ・再発行の場合、検査証明書類は再発行した日付が記されます。
（※書類における検査実施日は、製品検査が行われた日付です）

2. 製品出荷後の検査証明書類要求

検査成績表の有無に係わらず、製品出荷後の検査証明書類発行はできません。

検査証明書は、製品の性能検査が国家標準とのトレーサビリティを証明する書類です。

この証明は、当社で検査した時点の状態を証明するものであり、お客様に受け渡し後、ご要求を頂いた場合、証明することは困難です。

使用した計測器の有効期限が更新される事例、複数台保有している計測器の中で実際に使用した計測器を限定できないケースなど、様々な不確定要素が生じます。

証明書類に関する信頼性の観点からご理解のほど、宜しくお願い致します。

以 上